

神奈川県立相模湖交流センター
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和2年5月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
○鷺尾 裕子	松陰大学准教授	学識経験者
◎内田 俊夫	公認会計士・税理士	経理に関する識見を有する者
高荒 敏明	弁護士	法務に関する識見を有する者
木村 勇一	社会保険労務士	労務管理に関する識見を有する者
大神田 賢	相模湖地区文化協会会長	施設利用者代表

2 スケジュール

令和元年10月28日	第一回委員会開催（選定基準等を協議）
令和2年1月22日	募集要項の配布・質問の受付開始
令和2年2月3日	現地説明会 参加団体：2団体
令和2年3月3日	質問受付終了 質問：なし
令和2年3月18日	募集受付終了 応募団体：1団体
令和2年4月13日～28日	第二回委員会開催（書面開催（質疑応答及び採点・評価等））

3 評価の実施方法

（1）資格審査について

募集受付終了後、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課において、神奈川県暴力団排除条例に基づく警察本部への照会等の資格審査を行った。

（2）外部評価委員会の評価について

事前に委員へ申請書類を送付の上、第二回委員会において、書類審査として、委員からの質疑を行った。

書類審査を踏まえ、選定基準に基づき、各委員による仮採点を2回行った後、委員長一任により、委員会としての評価点を決定した。

なお、中項目(7)「節減努力等」については、選定基準に掲載の計算式により得点を決定し、中項目(9)「財政的な能力」については、指定管理者制度の運用に関する指針（平成31年1月）により、経理に識見を有する委員の採点を委員会の評価点とした。

（3）その他（会議の公開・非公開について）

第一回委員会の「選定基準」については、選定基準の内容について検討していく場であるため、附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第6条により、非公開として開催した。第二回委員会の「質疑応答及び採点・評価等」については、書類審査として開催した。

4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	本県の(標準的な)条例等による指定の基準
I サービスの向上(50)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	○ 指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方	○ 相模湖交流センターの設置目的を踏まえた指定管理業務全般を通じての総合的な運営方針、考え方 ○ 業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	○ 住民の平等利用が確保されること(条例第5条第1号) ○ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること(条例第5条第4号) ○ 水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センターの役割を適切に担えること(規則第3条第2号)
	(2) 施設の維持管理	◎ 施設の特性を踏まえた維持管理	○ 多目的ホールをはじめとした施設の特性を踏まえた清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 ○ 相模原市立相模湖記念館と連携した効果的・効率的な維持管理の考え方	10	○ 相模原市立相模湖記念館と連携した円滑な管理ができること(条例第5条第3号) ○ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること ○ 必要な人材を確保することができることと認められること(規則第3条第1号)
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	◎ 利用促進のための企画・取組 ○ 現状分析・課題把握 ○ 広報、PR活動 ○ 接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ○ 利用料金	○ 水源地域における多様な交流活動の場を提供するための施設として、多目的ホールやアートギャラリーなどの施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組 ○ 施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○ 現状の分析や課題の把握 ○ より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等 ○ サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○ 外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○ 手話言語条例への対応 ○ 利用料金の設定、減免の考え方	25	○ 水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センターの役割を適切に担えること(規則第3条第2号) ○ 利用料金は別に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。(条例第12条第2項)

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	本県の(標準的な)条例等による指定の基準
Ⅰ サービスの向上 (50)	(4) 事故防止等安全管理	○ 事故防止等安全管理	○ 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○ 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針(利用者に外国人や障害者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む) ○ 急病人等が生じた場合の対応 ・ 救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	○ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること
	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	○ 地域との連携及び協力	○ 施設の特性を踏まえた地域の人材の活用、地域関係団体等との協力体制の構築、連携した事業の取組内容 ○ 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 ○ 集客促進や地域の活性化につながる企画や取組 ○ 施設づくりに対する地域住民の参加の考え方	5	○ 水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センターの役割を適切に担えること(規則第3条第2号)
Ⅱ 管理経費の節減等 (25)	(6) 節減努力等	○ 節減努力等	「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、 <u>高い金額</u> × 25 提案額(積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額)	25	○ 安定した経営基盤を有していること
Ⅲ 団体の業務遂行能力 (25)	(7) 人的な能力、執行体制	○ 人的な能力、執行体制	○ 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○ 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○ 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	4	○ 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること
	(8) 財政的な能力	○ 財政的な能力	○ 安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	9	○ 安定した経営基盤を有していること

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	本県の(標準的な)条例等による指定の基準
目 団体の業務遂行能力(25)	(9) コンプライアンス、社会貢献	○コンプライアンス	○指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)	4	○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること
		○社会貢献	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)への取組		
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	○事故・不祥事への対応	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	4	
	○個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			
	(11) これまでの実績	○実績	○指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	4	○指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること ○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位 (※)	団体名 (所在地)	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	アクティオ株式会社 (東京都目黒区)	44	25	20	89

6 提案概要及び評価の内容

提案者	アクティオ株式会社
-----	-----------

(1) 提案の概要

1 サービスの向上

(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方)

- 神奈川県の方針や施策をよく理解した上で、住民特性や立地を徹底的に知り、ニーズを把握した対応をすることで信頼される管理運営を行う。
- 利用者数の減少や若年層の利用者の少なさといった現状を踏まえ、①水源地域ならではの事業の実施と知識の習得や水源地域での体験活動機会の創出、②文化芸術や交流活動を促す多彩なジャンルの事業の実施、③多様な施設利用の情報発信を重点施策として取り組む。
- 県民一人ひとりの響きが波紋のように広がり、「響感」できる交流拠点を目指すことを管理運営コンセプトとし、居心地のよい空間づくりに取り組むとともに、未来に向けて地域を活性化し、相模湖エリアを盛り上げる。
- 指定管理施設を運営する姿勢として、①コンプライアンスに徹した施設運営管理と企業本体経営、②公正、公平、透明さに徹した業務運営、③官民協働による「施設価値を最大に高める運営」、④創意工夫・業務改新への不断のチャレンジに徹した運営の4つの姿勢を重視し管理運営を行う。
- 地元の企業を優先に、業務内容によって最適な企業への委託を行う。

(2) 施設の維持管理

(施設の特性を踏まえた維持管理)

- 「総合的なマネジメント力」を発揮し、清掃・衛生管理・保守点検などの業務を的確・スムーズに行い、利用者に安全・安心を提供すると共に、ホスピタリティあふれた快適な施設空間を提供する。
- 維持管理に係る各種計画は、PDCA サイクルを回しながら計画実施を徹底すると共に、常に改善を図り、より安全で快適な施設空間の提供と設備の長寿命化を目指す。
- 相模湖交流センター及び相模湖記念館の管理にあたっては、神奈川県及び相模原市から与えられた業務について窓口・対応を一本化し、本社及び施設職員が一体となった「ワンストップサービス」による管理を継続する。

(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(利用促進のための企画・取組み)

- 地域住民等との連携をさらに深め、住民特性や立地を徹底的に知ることで、地域住

民等に一層活用される施設、施設運営に携われるような参加性の高い施設を目指す。

- 具体的な取組みとしては、①積極的なPR活動、②魅力ある事業の実施、③連携による利用機会の創出、④施設設備の効果的な活用、⑤サービス品質の向上に取り組む。
- コンセプト「響感」に基づき、自主事業は、①環境啓発事業、②文化芸術事業、③地域活性支援事業の3つを重点的に取り組んでいく。（①は5事業、②は6事業、③は8事業を計画）
- 指定管理期間中の来館者目標
隔年開催を予定しているダムマニア展の来館者数の増減を省いた形で、当施設で行う事業及びその他全般から想定可能な来館者人数を設定。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来館者数	54,000人	54,100人	54,200人	54,300人	54,400人

- 指定管理期間中の目標利用率及び目標利用料金収入
多目的ホール
過去数年を見ても多目的ホールの利用率は H30 年 94.4 %と高い稼働率となっており、これからの5年間では大きな飛躍を求めるのではなく、今の達成率を維持しながらも少しずつ利用率を上げることを目標に設定。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用率	94.4%	94.6%	94.8%	95.0%	95.2%
利用料金収入	4,300千円	4,350千円	4,400千円	4,450千円	4,500千円

アートギャラリー

自主事業と貸館としての事業と、新たな利用方法として撮影スタジオ等の活用を県民に提案し、利用率を上げていくことを考えて設定。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用率	55%	55%	57%	57%	57%
利用料金収入	360千円	360千円	380千円	380千円	380千円

(広報、PR活動)

- 各種情報媒体を積極的に活用しつつ、発信内容や対象者を考慮した最適な広報計画を立てる。
- ターゲット別に効果的な情報媒体を活用した広報活動を実施する。

(接客、苦情処理、利用者ニーズの把握)

- 指定管理者として、利用者や地域住民の意見を様々な方法で収集、把握、分析、検討し、これを業務に反映していく仕組みを確立している。
- プラス1コミュニケーションを通じた「生の声」の収集、鍵付き「ご意見箱」の設置、アンケートの実施により、利用者意見を収集・把握している。また、朝礼・終礼・引継ぎ時やスタッフミーティングなどにおいて共有・分析・検討する。
- 外国人、障がい者、高齢者等の利用確保への具体的な取組みとして、人権研修や見られ公務員研修の実施、筆談器やルーペ、コミュニケーション支援ボード等を設置している。

(利用料金)

- 利用料金の設定については、現行料金を踏襲する。
- 減免基準については、当施設の設置目的を鑑み、特に水源地域の活性化のために利用される場合には、減免基準を高く設定する。一方、高齢化率の高い地域でもあることから、児童・青少年の利用を促進させるため、神奈川県内の学校に所属するゼミ、

部活動及びサークル等利用には、2割の減免を設定する。

(4) 事故防止等安全管理

(事故防止等安全管理)

- 事故を未然に防止し、利用者の安全を確保することを最優先に、①リスクアセスメント（リスク特定・分析・評価）の実施、②リスク回避・低減策の実施、③緊急時体制の確立、④セルフモニタリング等による見直しと改善に取り組む。
- 緊急時に備えた緊急連絡網や防災・防犯等に対応する危機管理マニュアルを作成し、防災訓練や避難訓練コンサートを実施するなど、地域住民との連携を強化する。

(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり

(地域との連携)

- 地域と積極的に関わりを持ち、対話を推し進めることで、地域との多様なネットワークを築き、「地域を知り尽くす、掘り起こす」ことにより、施設価値の最大化、地域振興・活性化を目指す。
- 地域の企業や様々な地域文化団体等と連携、協力関係を築いており、これを継続していく。（ダムマニア展、写真展「相模湖と人々」、ハイレゾコンサート等）

2 管理経費の節減等

(6) 節減努力等

(節減努力等)

- 積算価格：425,865千円
積算価格から20%節減した額：340,692千円
アクティオ(株)の提案額：423,000千円
アクティオ(株)の提案額による計算
$$423,000千円 > 340,692千円$$
$$25点 \times \frac{423,000千円 - 340,692千円}{423,000千円 - 340,692千円} = 25点$$
- サービスの質を低下させずに日常（光熱水費、消耗品費・備品費、維持管理費などの外部調達経費）のムダな経費を縮減する。また、指定管理139施設のスケールメリットを活かした集中購買により経費を節減する。

3 団体の業務遂行能力

(7) 人的な能力、執行体制

(人的な能力、執行体制)

- 多数の施設を運営してきた経験を活かした当社のバックアップとネットワークを活用した情報共有や地域との連携等を図り、より効率的で効果的な管理運営を行う。
- 業務の一部を委託する場合、経験豊富で、県内にネットワークをもち、厳しいプロ意識を持ち、10年間の信頼と実績のある企業に再委託する。具体的には建物維持管理のための清掃・設備維持管理、修繕等については、県内・地域内に事業所がある企業を最優先に選定し、業務を実施し、地域に貢献する。
- 職員・スタッフを新規採用した場合、施設の管理運営に必要な知識の習得、基礎的な接遇マナー等の研修を実施する。業務開始後は、業務品質の維持向上に向けたフォローアップ研修等を継続的に実施していく。
- 現在、当施設に勤務する館長、職員・スタッフ8名のうち、4名が当地域在住者であり、新規採用する場合は、当地域からの雇用を優先的に行う。

(9) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

(コンプライアンス)

- 指定管理者として、法令・社会規範や企業コンプライアンスを徹底遵守する経営姿勢を貫き、事業活動を実行する。また、「アクティオ倫理基準」の従業員専用カードの配布や「見られ公務員」研修等を実践し、当社の価値観・倫理観に基づく行動を全従業員で実現する。

(社会貢献)

- 環境への配慮の3つの基本方針として、①利便性を低下させずに省エネルギーを推進、②循環型社会に配慮した消費行動の促進、③持続可能性を支える環境意識の啓発に取り組む。
- 令和元年6月1日現在の障害者雇用状況は、労働者数1,332人に対し常用雇用障害者数30.5人で、実雇用率は法定雇用率2.2%を上回る2.29%である。
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、ともしび喫茶「青林檎」における交流活動や近隣福祉団体の活動発表の場の提供などの取組みを推進する。
- SDGsについて、それぞれの目標を達成するための取組み方針は、①すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する、②持続可能な消費と生産のパターンを確保する、③持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(事故・不祥事への対応)

- 発生日月日：平成31年1月17日
 場所：横浜市今井地区センター
 場所：予約システム登録者のメールアドレス漏洩
 再発防止策：当施設職員への「個人情報に関する研修」実施及び全社向け「個人情報漏えいに関する再発防止」通達

(個人情報保護)

- 個人情報を取扱うルールを定めた個人情報保護マニュアルに則り、適切な個人情報保護に努め、公の施設を預かる指定管理者として、個人情報保護法および「神奈川県個人情報保護条例」等関連条例を遵守する。

(11) これまでの実績

(実績)

- 現在、指定管理者として全国で139施設の管理運営を行っている。そのうち、ホール・ギャラリー・会議室等のある類似施設は、相模原市民会館、南足柄市文化会館（金太郎みらいホール）等、20施設ある。なお、これまでどの自治体からも指定取り消しを受けたことはない。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	○指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方	○相模湖交流センターの設置目的を踏まえた指定管理業務全般を通じての総合的な運営方針、考え方 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。	5	5	5	5	5	5	5

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	◎施設の特性を踏まえた維持管理	○多目的ホールをはじめとした施設の特性を踏まえた清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針 ○相模原市立相模湖記念館と連携した効果的・効率的な維持管理の考え方	10	10	8	10	10	10	10
	◎利用促進のための企画・取組 ○現状分析・課題把握	○水源地域における多様な交流活動の場を提供するための施設として、多目的ホールやアートギャラリーなどの施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握	25	20	15	25	20	25	20
	○広報、PR活動 ○接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ○利用料金	○より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方							
	○事故防止等安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障害者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む） ○急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等	5	4	4	4	4	4	4
	○地域との連携及び協力	○施設の特性を踏まえた地域の人材の活用、地域関係団体等との協力体制の構築、連携した事業の取組内容 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 ○集客促進や地域の活性化につながる企画や取組 ○施設づくりに対する地域住民の参加の考え方	5	5	5	5	5	5	5
管理経費の節減等	○節減努力等	「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 $\times 25$ 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）	25						25

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	
団体の業務遂行能力	○人的な能力、執行体制	○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	4	3	3	4	3	4	3
	○財政的な能力	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	9	7	—	—	—	—	7
	○コンプライアンス	○指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）							
	○社会貢献	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障害者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	4	2	4	4	4	4	3
	○事故・不祥事への対応	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	4	3	3	3	3	3	3
	○個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況							
	○実績	○指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	4	4	4	4	4	4	4
	合 計			100					

(3) 評価講評

評価できる内容については、次のようなものがあった。

- ・ 他の施設を含め豊富な管理実績とこれまでの2期の取組みの継続性を評価する。
- ・ 水源地域の交流の拠点としての役割を果たしている。
- ・ 「地域を知り尽くす、掘り起こす」という視点は評価できる。企業と地域の人のコーディネートとしての役割に期待したい。
- ・ 地域の住民・団体等と連携を密にし、地域振興・活性化に貢献している。

懸念される内容、要望としては、次のようなものがあった。

- ・ 幼稚園・小学生の子供がいる家族向けの取組みもほしい。
- ・ 「ともに生きる社会かながわ憲章」を進める取組みは、立地からも大切で、地道に進めてほしい。
- ・ 監査役を親会社の役員が務めていることについて、独立した監査役として、本来の機能を果たしていないとは言えないが、外形的には若干弱い。

総合的に判断して、問題ない提案とした。

7 議事概要（主要論点）

< 審査項目「利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金」についての審査過程 >

【評価の高い意見】

（E委員）水源地域の芸術文化活動の交流の拠点としての役割を果たしており、利用者の拡大に取り組んでいる。親身になって利用者の立場に立って対応している。

【評価の低い意見】

（B委員）2期目における利用者数の増加は大いに評価したい。その裏返しとして2018年の大幅減を課題としているが、3期目の来館者数が2期目並みとしている。幼稚園小学生の子供がいる家族向けの取組みもほしい。

【委員会評点※】

委員の評価が割れたが、中間を採用して、20点とする。

※委員会評点は最終的に委員長に一任し決定

< 審査項目「人的な能力、執行体制」についての審査過程 >

【評価の高い意見】

（E委員）事務室は常に明るい雰囲気、利用者から信頼されている。

【評価の低い意見】

（B委員）人件費の節減が提案されていて、働き方改革との関連性が見いだせない。

【委員会評点※】

委員の評価が割れたが、中心的な評価を採用して、3点とする。

< 審査項目「コンプライアンス、社会貢献」についての審査過程 >

【評価の高い意見】

（B委員）「ともに生きる社会かながわ憲章」を進める取組みは、立地からも大切で、地道に進めてほしい。

（E委員）法令・社会規範・企業倫理を遵守している。省エネや「共に生きる社会」の構

築に向けて取り組んでいる。

【評価の低い意見】

(A委員) 親会社の財務担当者が子会社の監査役を務めている。独立した監査役として、本来の機能を果たしていないとは言えないが、外形的には若干弱いとも言える。

【委員会評点※】

4段階評価で、4人の委員が4点「優れている」、1人の委員のみ2点「やや劣っている」と評価が割れた。「大変優れている」との4点は配点できない。「普通」の評価3点とする。